

# 定 款

日本コークス工業株式会社

# 日本コークス工業株式会社定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、日本コークス工業株式会社と称する。

2. 英文では、NIPPON COKE & ENGINEERING COMPANY, LIMITED と表わす。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.コークス及びその副産物の製造加工業
- 2.鉱業及び造林業
- 3.無機化学工業製品、有機化学工業製品その他の製造業
- 4.一般産業機械器具、生産用機械器具、電気機械器具、輸送機械器具及びこれら部品、附属品の製造・修理業並びに賃貸借及び管理業
- 5.石炭及び石炭製品その他燃料の販売業
- 6.炭素材料及びファインセラミックスの製造・加工業
- 7.コンピューターソフトウェアの作成・販売並びに情報の処理・提供に関するサービス業
- 8.産業廃棄物及び一般廃棄物処理業並びに各種資源の回収・再生及び販売業
- 9.発電及び電気の供給
- 10.前各号の事業に関連する調査・研究、設備設計、技術指導及びコンサルティング業務並びに物品の売買、仲立業、問屋業及び輸出入業
- 11.鉄道事業、貨物利用運送事業、道路運送事業、海上運送事業、港湾運送事業その他運輸業及び通関業並びに倉庫業
- 12.損害保険の代理業
- 13.土木・建築その他工事業並びに建設物の設計、工事管理及び建設工事の指導管理並びに測量業
- 14.不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用その他不動産事業
- 15.前各号の事業に附帯関連する事業

### (本 店)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,080,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2.会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4.次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、当社に対し、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社は、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に開催し、臨時株主総会は必要がある場合に開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

2. 社長が不在若しくは事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、25名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によることができない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。2. 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前迄に発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する金額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 株主総会において監査役の補欠者を予め選任する場合、その予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する金額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の期末配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算して満5年を経過したときは、当社は、支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付さないものとする。

(附則)

1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。